

自治会・町内会向け

令和 8 年度版
自宅等防犯カメラ設置推進事業
補助金申請の手引き



令和 8 年10月
所沢市

問い合わせ先

市民部防犯交通安全課 防犯対策室 防犯カメラ補助金担当

✉a9140@city.tokorozawa.lg.jp ☎04-2998-9140 FAX : 04-2998-9491

目次

1 補助制度の概要

- (1) 制度の目的 P.2
- (2) 補助の対象となる団体 P.2
- (3) 補助対象機器 P.2
- (4) 設置場所 P.2
- (5) 補助金額等 P.3
- (6) 補助対象経費 P.3
- (7) その他 P.3

2 街頭防犯カメラ設置の進め方

- (1) 申請の流れ P.4～5
- (2) 変更申請 P.6

3 申請受付期間・申請方法

- (1) 申請受付期間 P.7
- (2) 申請方法 P.7

4 申請書類・添付書類

- (1) 申請 P.8
- (2) 実績報告 P.9

5 各種問い合わせ先 P.10

1 補助制度の概要

(1) 制度の目的

本制度は、自治会・町内会が地域に設置する街頭防犯カメラの設置に関する費用の一部を補助することで、地域が自主的に当該地域における犯罪を防止するために行う活動を支援し、犯罪のない安全で安心なまちづくりを図ることを目的としています。

(2) 補助の対象となる団体

以下の要件をいずれも満たす自治会・町内会に限ります。

- ・ 地縁に基づき、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的に形成され、現にその活動を行っている団体。
- ・ 市に自治会・町内会として届け出されている団体。

(3) 補助対象機器

以下の要件をいずれも満たす防犯カメラに限ります。

- ・ 屋外を継続して撮影するもの。
- ・ 夜間の撮影が可能であるもの。
- ・ 防塵防水規格IP65以上の防塵防水性能があるもの。（注1）
- ・ 撮影した画像を記録するSDカード等のデータの取り出しができるもの。（注2）
- ・ 未使用品。
- ・ リース品ではないもの。

（注1）「IP」とは、電気機器の防塵・防水性能のレベルの一つです。IP65は、「粉塵が内部に侵入しない」かつ「あらゆる方向からの水の直接噴流によっても有害な影響を受けない」の基準を満たす製品を指します。補助の対象はIP65以上のレベルを持つ製品に限ります。

（注2）画像等の記録方法（SDカードやクラウド型など）の指定はありませんが、警察の捜査や裁判所が発行する令状に基づく場合、又は個人の生命・身体・財産を保護するために必要がある場合は、速やかに提供することになります。記録媒体のデータを見て、データを提供することができる状態を維持してください。

(4) 設置場所

屋外の公共空間（電柱、引き込み柱、民有地など）

※設置場所の所有者に許可を取ってください。

(5) 補助金額等

補助金額は**補助対象経費の1/2以内（上限200,000円）**

※上限額に満たない場合でも、同一年度の申請は1団体1回のみです。

※2基以上の設置も可能ですが、上限額は同じです。

※補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。

(6) 補助対象経費

補助対象経費	補助対象外経費
<ul style="list-style-type: none">防犯カメラ購入費録画に要するSDカード等の電磁記録媒体（1基につき1枚まで） ※すでに電磁機器媒体が付属している場合は対象となりません。設置工事費 ※カメラの設置のみを対象とした工事費で本体と一体で行うものに限ります。	<ul style="list-style-type: none">防犯カメラの保守、修繕等の維持管理、移設、撤去、処分にかかる費用防犯カメラを設置するための手続きに関する費用（送料を含む）防犯カメラ設置以後に発生する消耗品や電気料金、回線使用料など防犯カメラ設置場所の土地や建物の使用・取得・補償にかかる費用

※販売店で商品代金から割引があった場合(クーポン 割引など)・ポイントの使用分や金券・商品券を利用した支払いは割引と同様の扱いとして、割引後の支払額を補助対象経費として計算します。

※支払方法は現金、電子決済、クレジットカード等問いませんが、領収書等申請者本人が支払ったことが分かる書類が必要です。

(7) その他

- 本制度は予算に限りがあります。予算に達した場合は、年度内であっても受付を終了します。
- 補助金交付については、「所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金交付要綱」に基づき交付します。
- 街頭防犯カメラの設置に当たっては、「所沢市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」（令和8年4月策定）を遵守してください。



ガイドラインはこちら

2 街頭防犯カメラ設置の進め方

(1) 申請の流れ

街頭防犯カメラの設置に当たっては、事前に設置場所の所有者等の許可や地域住民、撮影範囲に入る建物等にお住まいの方などの同意を得る必要があります。以下の流れを参考にし、適切に進めてください。

概要（申請時）



詳細（申請時）

で示しているものが自治会・町内会が行う手続きです。

①施工業者から設置工事の見積もりをもらってください。
※この見積書は、申請に必要な添付書類となります。

①設置場所所有者への許可を取ってください。
【電柱】東京電力・NTT
【市道】所沢市道路維持課
【県道・国道】埼玉県（川越県土整備事務所）
【民地】土地所有者
【公有地】施設を所管する担当部署

②補助金を申請してください。

※「所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業補助金交付申請書（街頭）」
（様式第2号）に必要書類を添えて市に提出
※申請者と受付に提出した人が異なる場合、委任状を提出

③ご提出いただいた交付申請書の申請内容を審査します。

※内容についてお問い合わせする場合があります。
※市が設置場所を確認する場合は同席いただきます。

30日前後

④補助金の交付が決定したら交付決定通知書を送付します。

※「所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金交付決定通知書（街頭）」
（様式第4号）にて交付を決定
※審査の結果、交付をしない決定をした場合は、不交付決定通知書（様式第5号）
を送付します。

概要（実績報告時）



工事完了



実績報告書提出



審査



交付確定



補助金振込

詳細（実績報告時）

⑤交付が決定した場合のみ設置工事を着工してください。



⑥設置工事完了

※動作確認や必要に応じたマスキング処理が適切にされているかを確認してください。



⑥から30日以内に⑦を行ってください。

⑦実績報告書を提出してください。

※「所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金実績報告書兼請求書」（様式第9号）に必要書類（領収書など）を添付して市に提出してください。



⑧ご提出いただいた報告書の内容を審査します。

※内容についてお問い合わせする場合があります。



⑨補助金の交付が確定したら確定通知書兼振込通知書を送付します。

※「所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金確定通知書兼振込通知書」（様式第10号）にて交付を決定



⑩補助金の振込は交付確定から30日以内を予定しています。

(2) 変更申請

交付決定後に内容の変更が生じた場合は、必要書類を添えて市長へ申し出る必要があります。必ず事前に防犯交通安全課（防犯対策室）に相談してください。

①「所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金変更承認申請書」（様式第6号）に必要書類を添付して申請してください。



②ご申請いただいた内容を審査し、「所沢市自宅等街防犯カメラ設置推進事業費補助金変更承認（不承認）申請書」（様式第7号）通知書により通知します。



承認された場合のみP.5（1）申請の流れ⑤へお進みください。

3 申請受付期間・申請方法

(1) 申請受付期間

申請期間	第1期	6月1日（月曜）～7月31日（金曜）
	第2期	9月1日（火曜）～10月30日（金曜）
	第3期	12月1日（火曜）～2月26日（金曜）※申請受付期間を延長しました

- ・ 申請は3期に分けて受け付けますので、申請受付期間外にご提出いただいても受付できません。
- ・ 先着順で受け付け、期の途中で令和8年度の予算に達した場合は、その時点で令和8年度の申請受付は終了となり、次回の期の開催はありません。
- ・ 円滑にご利用いただくため、早めの申請をおすすめします。
- ・ 申請は、1年度につき1回限りです。

(2) 申請方法

窓口・郵送提出の場合

市民部防犯交通安全課 防犯カメラ補助金担当宛
〒359-8501
所沢市並木一丁目1番地の1 所沢市役所5階（窓口は市役所開庁時のみ）

※郵送による事故等の責任は負いかねます。配送状況が追跡できる形での発送をお勧めします。
※郵送申請の申請日は消印日ではなく当課への到達日とします。

電子申請の場合

電子申請フォームはこちら→

4 申請書類・添付書類

(1) 申請

補助金の交付申請をするときは、防犯カメラを注文・購入又は設置する前に、以下の書類を市民部防犯交通安全課防犯対策室に提出してください。

	書類名	書類作成・準備における注意事項
1	「所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金交付申請書（街頭）」（様式第2号）	<ul style="list-style-type: none">申請書への押印は不要ですが、記載内容を修正する場合は該当箇所に必ず申請者印で訂正印（朱肉を使うタイプの印鑑）をお願いいたします。 ※交付申請額額及び口座情報は訂正印不可(書き直してください) <ul style="list-style-type: none">補助対象経費（税抜）、交付申請額をご記入ください。振込先は申請者の口座としてください。消せるボールペンは使用できません。
2	防犯カメラのカatalog・パンフレット	<ul style="list-style-type: none">白黒・カラー印刷いずれでも構いません。ただし、仕様等が鮮明に確認できる書類に限りします。要件を満たしていることが分かる部分をご準備ください。
3	補助対象経費の見積書	
4	設置場所の所有者又は管理者が設置を承諾したことが分かる書類の写し（注1）	<ul style="list-style-type: none"><u>電柱共架（添架）の許可、道路占用許可など</u>
5	「所沢市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき独自に策定した街頭防犯カメラ設置及び運用に関する基準	<ul style="list-style-type: none">様式は任意ですが、ガイドライン（P.3 4－1～4－8）の項目について記載をお願いします。 ※ガイドラインP.7に記載例があります。
6	設置を決定（同意）したことが分かる自治会の議事録等	<ul style="list-style-type: none">様式は任意
7	防犯カメラの設置予定場所及び撮影範囲が分かる地図又は図面等	<ul style="list-style-type: none">様式は任意

（注1）※各連絡先はP.10をご確認ください。

①電柱に設置する場合の手続き

設置を検討する電柱に貼られているプレートをご覧ください、所有者（東京電力(株)又はNTT東日本(株)）を確認した上で、各問合せ先へ事前に相談をしてください。（4. 問い合わせ先一覧）申請には数か月程度の時間を要する場合があります。

なお、申請に当たっては、共架（添架）料などが発生します。申請に係る費用は各社異なりますので、あわせてご確認ください。

②道路に設置する場合の手続き

道路にある電柱に設置する場合は、道路管理者の許可を得る必要がありますので、①と並行して問い合わせ先に事前に相談ください。

(2) 実績報告

設置後30日以内又は令和9年3月31日（水）のいずれか早い日までに以下の書類を市民部防犯交通安全課防犯対策室に提出してください。

	書類名	書類作成・準備における注意事項
1	「所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金実績報告書兼請求書」（様式第9号）	<ul style="list-style-type: none">・ 押印は不要ですが、記載内容を修正する場合は該当箇所に必ず申請者印で訂正印（朱肉を使うタイプの印鑑）をお願いいたします。※交付請求額額及び口座情報は訂正印不可（書き直してください）・ 消せるボールペンは使用できません。
2	領収書	<ul style="list-style-type: none">・ 宛名は申請者名を記載・ 購入日（令和8年4月1日以降）・ 購入金額・ 販売店等の購入先の名称
3	防犯カメラ設置場所の写真及び撮影範囲の写真	<ul style="list-style-type: none">・ カラーで撮影・撮影してください

5 遵守事項

補助金の交付を受けた自治会等は、次に掲げる事項を遵守してください。

- 1 取得した財産等を適正に管理すること。
- 2 市長の承認を受けずに、取得した財産等を譲渡、貸し付け、又は担保に供しないこと。ただし、当該補助対象事業の完了の日から5年間が経過したときは、この限りでない。
- 3 補助事業に係る関係書類等を当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
- 4 取得した画像は、記録時の状態のままで保存し、加工等をしないこと。
- 5 画像の取得及び管理にあっては近隣住民のプライバシー保護に配慮すること。
- 6 画像及び画像から知り得た情報等をみだりに第三者に漏らさないこと。
- 7 取得した画像を補助金交付要綱に掲げる目的以外のために利用し、又は提供し、若しくは閲覧させないこと。
- 8 画像の保存期間を概ね2週間とし、保存期間の終了した画像は確実に消去すること。
- 9 防犯カメラが不要となった場合には、データを完全に消去するなどした上で撤去すること。

5 各種問い合わせ先

電柱に設置する場合

東電タウンプランニング(株) 共架オペレーションセンター

連絡先：048-637-3970

受付時間：平日9時～17時

*電話のほか、メールやホームページからの問い合わせも可能です

エヌ・ティ・ティ エムイー 設備マネジメント部

オンサイトオペレーションセンタ 設備カスタム部門 添架担当

連絡先：042-312-9009

受付時間：平日9時30分～17時

*電話のほか、メールやホームページからの問い合わせも可能です

道路上に設置する場合

所沢市建設部道路維持課

連絡先：04-2998-9168

FAX：04-2998-9152

メール：a9168@city.tokorozawa.lg.jp

留意事項

- ・ 設置に際しては、占用料や使用料、賃貸量が発生する可能性があります。
- ・ 必ずしも許可されるとは限りませんので、ご注意ください。

補助事業に関すること

所沢市市民部防犯交通安全課

連絡先：04-2998-9140

FAX：04-2998-9491

メール：a9140@city.tokorozawa.lg.jp

設置を検討している自治会・町内会を把握したいので、令和8年度に防犯カメラを設置しない場合でも、お気軽にご相談ください。